

一般社団法人日本薬局学会

定 款

<目 次>

第 1 章	総 則
第 2 章	会 員 会
第 3 章	正 会 員 総 会
第 4 章	理事、理事会および監事
第 5 章	評議員および評議員会
第 6 章	学 術 総 会
第 7 章	計 算
第 8 章	資 産
第 9 章	定 款 変 更
第 10 章	解 散
第 11 章	附 則

定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 日本薬局学会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区八重洲二丁目 9 番 8 号近和ビル 1 階に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、薬局の従事者、医療従事者、患者の立場に立った薬局の機能およびサービスに係わる調査研究・評価などを行うことならびに同活動を通じて薬局機能およびサービスの育成と向上を図り、ひいては国民の医療の質および健康の向上に寄与することを目的とするとともに、その目的を達成するために次の事業を行う。

1. 薬局の機能に関する薬学的、臨床的、社会経済学的、倫理的な調査研究およびその普及啓蒙活動
2. 研究集会、研修会の開催
3. 会誌、ニュースレター等の情報誌の発行
4. 内外の関連学術諸団体との学術交流および関連事業の実施
5. その他、上記の目的を達成するために必要な事業

(基金を引き受ける者の募集)

第 4 条 当法人は基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(公告の方法)

第 5 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第 6 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した日まで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第7条 基金の拠出者に返還する基金の総額について、定時正会員総会における決議および代替基金の積立てを経た後、会長が決定したところに従って返還する。

第2章 会 員

(定義)

第8条 当法人の目的、事業及び運営の尽力に賛同する者で第9条第1号に該当する者を当法人の正会員たる資格を有する者とする。

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(種別)

第9条 当法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同する薬局関係者、保健医療福祉関係者および研修者、ならびに薬局で実際に調剤を受ける立場にある一般市民で、当該年度の会費を添え所定の申込書を当法人事務局に提出し、理事会によって承認された者をいう。
- (2) 名誉会員 当法人の進歩発展のために特に功労があった者で、評議員会の決議を経て、正会員総会で承認された者をいう。
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同する個人または団体で、所定の申込用紙を当法人事務局に提出し、理事会の承認を受け、所定の会費を納めた者をいう。

(入会)

第10条 会員になろうとする者は、当法人所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員になるものとする。

(経費の負担)

第11条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な会費を支払う義務を負うものとする。

2 既納付の経費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

- 3 会員の会費は、別に定める。
- 4 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

(退会)

第12条 会員はいつでも退会することができる。会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合のほか、会員は、次の事由によってその資格を喪失する。
 - (1) 成年被後見人もしくは被保佐人とする審判を受け、または破産手続開始の決定を受けたとき。
 - (2) 死亡したとき。
 - (3) 除名されたとき。

(除名)

第13条 正当な事由があるときに限り、正会員総会の決議によって、会員の除名をすることができる。この場合において、当法人は、当該正会員総会の日から1週間前までに当該会員に対しその旨を通知し、かつ、正会員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- 2 前項前段の決議をするには、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決権を有する者の賛成がなければならない。
- 3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもって当該会員に対抗することができない。

(会員名簿)

第14条 当法人は、会員の氏名または名称および住所を記載した名簿を作成する。

(設立時の正会員の氏名または名称および住所)

第15条 正会員の氏名および住所は次のとおりとする。
省略

第3章 正会員総会

(正会員総会)

第16条 当法人の正会員総会は、定時正会員総会および臨時正会員総会とし、

臨時正会員総会は、必要に応じて開催するものとする。

2 正会員総会は、本定款第8条の正会員をもって組織する。

(正会員総会の議決事項)

第17条 正会員総会は、この法人法・定款に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画および収支予算についての事項
- (2) 事業報告および収支決算についての事項
- (3) 財産目録および貸借対照表についての事項
- (4) その他当法人の業務の関する重要事項で理事会において必要と認められたもの

(招集)

第18条 正会員総会は、毎年1回事業年度終了後3月以内に会長が招集する。

- 2 正会員総会の招集は、理事が数人あるときは、その過半数で決する。
- 3 正会員総会は、必要がある場合には、いつでも招集することができる。
- 4 前項のほか、法律の定めにより正会員が招集請求をすることができる。

(招集通知)

第19条 正会員総会の招集は、少なくとも1週間前までに、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第20条 正会員総会の議長は、正会員総会のつど、出席正会員のうちから選任する。

(決議の方法)

第21条 正会員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって、これを決する。

- 2 正会員は、法令に従い代理人によってその議決権を行使することができる。

(議決権)

第22条 各正会員は、各1個の議決権を有する。

(会員への通知)

第23条 正会員総会の議事の要領および議決した事項は、全会員に通知する。

(議事録)

第24条 正会員総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

第4章 理事、理事会および監事

(役員)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

(役員を選任)

第26条 理事および監事は、評議員会において評議員の中よりその候補者を選出し、正会員総会で選任する。

(任期)

第27条 理事の任期は、就任後2年内の最終の事業年度に関する定時正会員総会の終結の時までとし、監事の任期は、就任後4年内の最終の事業年度に関する定時正会員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、または増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(役員解任)

第28条 理事および監事は、正当な事由があるときは、正会員総会の決議によって解任することができる。この場合においては、その理事および監事に対し、決議をする前に弁明の機会を与えなければならない。

(会長)

第29条 理事が数人あるときは、当法人には、会長1名を置き、理事の互選によりこれを定める。

- 2 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。
- 3 会長は、当法人を代表し、法人の業務を統括する。
- 4 理事は、理事会を組織して、法令・定款に定めるもののほか、正会員総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を決議し、執行する。

(監事の職務)

第30条 監事は、法令に定める事項の他、当法人の業務および財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 当法人の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、正会員総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または正会員総会を招集すること。
- 2 監事は、理事会、正会員総会または評議員会に出席し、意見を述べることができる。

(理事および監事の報酬等)

第31条 理事および監事の報酬等（職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益をいう）は、それぞれ正会員総会の決議をもって定める。

(理事会)

第32条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 社員総会の招集に関する事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項の決定
- (3) 当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

(理事会の招集等)

第34条 理事会は、適宜会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときまたは、理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会を請求されたときは、会長は、その請求があった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数等)

第35条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席しなければ、その議事を開き決議することはできない。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決する。

3 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第5章 評議員および評議員会

(評議員の選任)

第37条 当法人に、5名以上30名以内の評議員を置く。

- 2 評議員は、正会員の中から正会員総会で選任する。
- 3 評議員には第27条の理事に関する規定および第28条の理事に関する規定を準用する。この場合には、これらの規定中「理事」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第38条 評議員は、評議員会を組織して、この定款に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し、必要と認める事項について助言する。

(評議員会)

第39条 次に掲げる事項については、理事会において正会員総会に付託する前にあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 学術総会に関する事項
 - (2) 事業計画および収支予算についての事項
 - (3) 事業報告および収支決算についての事項
 - (4) 基本財産についての事項
 - (5) 長期借入金についての事項
 - (6) 第1号、第3号および前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担および権利の放棄についての事項
 - (7) その他当法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- 2 評議員会に名誉会員が出席して意見を述べることができる。

(評議員会の招集等)

第40条 評議員会は、毎年1回会長が招集する。ただし、評議員の現在数の3分の1以上からの会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求されたときは、その請求があった日から20日以内に臨時評議員会を招集しなければならない。

- 2 評議員会の議長は、その評議員会において、出席評議員のうちから選任する。

(評議員の定足数等)

第41条 評議員会は、評議員会の現在数の過半数が出席しなければ、その議事を開き決議することができない。

- 2 第35条1項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

- 3 評議員会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 学術総会

(招集及び議長)

第42条 学術総会は年1回以上とし、会長がこれを招集し、議長は理事会で選任する。

(発表者)

第43条 学術総会における発表は、正会員、名誉会員、賛助会員に限る。ただし会長の承認を受けたものは正会員以外でも学術総会で講演を行うことができる。

(会場、期日及び総会幹事)

第44条 学術総会の会場、期日および学術総会幹事は、会長が定め、理事会の承認を得る。

第7章 計 算

(事業年度)

第45条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第8章 資 産

(資産の構成)

第46条 当法人の資産は、次の通りとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入

- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第47条 当法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録のうち、基本財産の部に記載された財産
 - (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
 - (3) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第48条 当法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の決議を経て、定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第49条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、当法人の業務遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会および正会員総会の決議を経て、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第50条 当法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第51条 当法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事会および正会員総会の決議を経なければならない。事業計画および収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第52条 当法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および財産増減事由書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会および正会員総会の承認を受けなければならない。

- 2 当法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の決議および正会

員総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第53条 当法人が借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第54条 第49条ただし書および前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、当法人が新たな義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び正会員総会の決議を経なければならない。

第9章 定款変更

(定款の変更)

第55条 定款を変更するには、正会員総会の決議によらなければならない。

2 前項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決権を有する者の賛成がなければならない。

第10章 解 散

(解散)

第56条 当法人の解散は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 正会員総会の決議
- (2) 合併（合併により本一般社団法人が消滅する場合）
- (3) 正会員が1名となったこと
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 解散を命ずる裁判

2 前項(1)の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決権を有する者の賛成がなければならない。

(残余財産の帰属)

第57条 この法人の解散に伴う残余財産の帰属については、正会員総会の決

議による。

第 1 1 章 附 則

(その他)

第 5 8 条 この定款に規定のない事項は、法人法その他の法令によるものとし、法令・定款にない部分については、別途正会員総会で規定するところによるものとする。